

一般社団法人日本聴覚医学会認定制度に関する内規(案)

制定 2026 年●月●日

1. 目的

本制度は、一般社団法人日本聴覚医学会が包括する聴覚領域の全ての疾患に関する患者医療について、専門的知識と診療技術を持つ正会員を「日本聴覚医学会認定聴覚指導医/認定聴覚指導士」として認定することにより、本領域の専門性を向上させ、患者に適切な情報を提供することを目的とする。また、高い専門性を備えた指導能力と後進の育成を担うことができる指導者を途絶えることなく輩出し、聴覚領域の医療と研究を更に発展させることを目的とする。

2. 内容

本制度は、一般社団法人日本聴覚医学会が包括する聴覚領域の全ての疾患に対する専門知識と技術への認定制度である。境界領域については必要に応じて関連学会と連携する。新たな領域からの診療に関する知識、技術の認定に関して本制度への申請があった場合、日本聴覚医学会認定聴覚指導医/聴覚指導士制度委員会（仮：以下、認定制度委員会）で審議し、理事会の承認を経て決定される。

3. 名称

医師は「一般社団法人日本聴覚医学会認定聴覚指導医」、言語聴覚士は「一般社団法人日本聴覚医学会認定聴覚指導士」とし、略称は「聴覚医学会認定聴覚指導医」、「聴覚医学会認定聴覚指導士」とする。英語表記は「Japan Audiological Society-Certified Audiological Physician (JAS-CAP)」「Japan Audiological Society-Certified Audiological Therapist (JAS-CAT)」とする。

4. 聴覚医学会認定聴覚指導医、聴覚医学会認定聴覚指導士の位置付け

「一般社団法人日本聴覚医学会認定聴覚指導医」「一般社団法人日本聴覚医学会認定聴覚指導士」は、聴覚領域の全ての疾患に関する認定聴覚指導医/認定聴覚指導士として、本会機関誌やホームページ上に公開する。

5. 認定条件

「聴覚医学会認定聴覚指導医」、「聴覚医学会認定聴覚指導士」の目的に賛同し、その認定を希望する本会の正会員で、以下の1)、2)の両条件を満たしていること。かつ、認定制度委員会（仮）の審査を経て、理事会の承認を得た者を認定する。必要ポイント数は別表1で示す。

- 1) 日本専門医機構認定の耳鼻咽喉科専門医、または言語聴覚士資格取得後 4 年以上
- 2) 以下の a)～d)に関する条件を満たす者
 - a) 申請時において引き続き 3 年以上、本会の正会員である。
 - b) 直近 3 年以内に 1 回以上、日本聴覚医学会総会・学術講演会に参加している
 - c) 所定の学会/団体が主催あるいは制度委員会が認定しているセミナー・研修会へ参加している。
 - d) 聴覚領域関連学会発表および聴覚領域関連論文の実績がある。

※注：学会発表や論文は日本聴覚医学会のものに限らず、関連する学会であれば日本語・英語、基礎・臨床を問わない。

6. 「聴覚医学会認定聴覚指導医」、「聴覚医学会認定聴覚指導士」の申請方法

申請を希望する者は、毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日（消印有効）の期間内に、指定の書類を事務局に提出するものとする。

- 1) 申請履歴書（様式 1：推薦者 1 名 耳鼻咽喉科専門医であること、所属長またはそれに準ずるものが望ましい）
- 2) 医師免許証（写）または言語聴覚士免許証（写）
- 3) 医師のみ、耳鼻咽喉科専門医証（写）
- 4) 日本聴覚医学会総会・学術講演会参加証（学会参加証または日耳鼻マイページ受講歴の写）
- 5) 所定の学会/団体が主催あるいは制度委員会が認定するセミナー・研修会の参加証（学会参加証または日耳鼻マイページ受講歴の写）
- 6) 聴覚領域関連学会発表リスト（様式 2：発表時期を問わず）
- 7) 聴覚領域関連論文リスト（様式 3：掲載時期を問わず）

※注：学会発表や論文は日本聴覚医学会のものに限らず、関連する学会であれば日本語・英語、基礎・臨床を問わない。論文は査読があること。

7. 認定料

認定料（1 万円）を本会に支払うものとする。

8. 認定証

審査期間（毎年一定期間）を経て認定し、認定証を交付する。

9. 有効期間

有効期間は認定後 5 年とし、5 年ごとに更新を行う。

10. 更新条件

- 1) 更新は、申請により認定制度委員会（仮）の審査を経て、理事会で承認する。
- 2) 更新は、有効期間内において、聴覚医学会総会・学術講演会に1回以上参加する必要がある。
- 3) 更新料：更新料に要する経費（認定証等）を本会に支払うものとする。
- 4) 更新後の認定証：審査期間（毎年一定期間）を経て更新を認定し、認定証を新たに交付する。

11. 資格喪失

「聴覚医学会認定聴覚指導医」、「聴覚医学会認定聴覚指導士」が下記の各項に該当した場合、資格を喪失する。

- 1) 有効期間内に本会員資格を喪失した場合
- 2) 更新のための条件の未達により更新されなかった場合
- 3) 「聴覚医学会認定聴覚指導医」、「聴覚医学会認定聴覚指導士」としてふさわしくない行為、またはその目的に反する行為を行った場合、理事会決議を経て認定を取り消すことができる。

12. 本内規の制定、変更は理事会の承認による。

13. 本内規は2026年●月●日より施行する。

以上

一般社団法人日本聴覚医学会認定制度に関する内規の施行細則(案)

制定 2026 年●月●日

1. 「一般社団法人日本聴覚医学会認定聴覚指導医」「一般社団法人日本聴覚医学会認定聴覚指導士」の審査申請

「一般社団法人日本聴覚医学会認定聴覚指導医（以下：聴覚医学会認定聴覚指導医）」
「一般社団法人日本聴覚医学会認定聴覚指導士（以下：聴覚医学会認定聴覚指導士）」
の認定審査を希望する者は定められた期間内に、聴覚医学会認定聴覚指導医/聴覚指導士認定制度委員会（以下：認定制度委員会）（仮）宛に申請するものとする。各年の申請受付/締切は事前に本会ホームページ、会報、メール等で公表する。

2. 認定申請にあたり参加ポイントが認められているセミナー・研修会について

1) 聴覚医学会認定聴覚指導医

聴覚医学会主催 補聴器講習会
聴覚医学・医師講習会、
日耳鼻秋季大会 聴覚に関する実技講習、
日耳鼻が認める補聴器相談医の実技・講習
厚生労働省主催 補聴器適合判定医師研修会
聴覚医学会 webinar、研究会
その他、制度委員会が認定した研修会

2) 聴覚医学会認定聴覚指導士

聴力測定技術講習会 一般またはベーシックコース
聴力測定技術講習会 中級またはアドバンストコース
聴覚医学会主催 補聴器講習会
聴覚医学会 webinar、研究会
その他、制度委員会が認定した研修会

3. 聴覚医学会認定聴覚指導医・聴覚医学会認定聴覚指導士の更新申請

更新にあたっては、定められた期間内に、更新申請書（様式4）、有効期限内の聴覚医学会認定聴覚指導医・聴覚医学会認定聴覚指導士の認定証、聴覚医学会総会・学術講演会の参加証（学会参加証もしくは日耳鼻マイページ受講歴の写し）を提出するものとする。

4. 更新の基準

更新申請には、有効期間内において、聴覚医学会総会・学術講演会に1回以上参加する必要がある。

5. 審査結果の通知

申請者に通知する

6. ホームページ上の取り扱い

- 1) 聴覚医学会認定聴覚指導医・聴覚医学会認定聴覚指導士の本会ホームページ上での取り扱いについては、認定制度委員会（仮）で定め、理事会で承認するものとする。
- 2) 前項に当たっては、本会広報委員会と十分な連携をとるものとする。
- 3) ホームページに掲載する項目は、認定聴覚指導医/聴覚指導士の氏名、所属（勤務）先、所在地（番地は除く）、所属（勤務）先ホームページへのリンクとする。

7. その他の事項

その他、本制度の運営に当たって必要な事項は、認定制度委員会で定め、理事会の承認を得るものとする。

8. 本細則の制定、変更は理事会の承認による。

9. 本細則は2026年●月●日より施行する。

以上

【別表 1】

日本聴覚医学会認定聴覚指導医・聴覚指導士 資格取得のための研修とポイント数一覧（2026 年 7 月案）

※これらの研修/ ポイント数は随時見直しされます。最新版は聴覚医学会ホームページをご確認ください

1. 日本聴覚医学会認定聴覚指導医

日耳鼻専門医かつ、会員歴 3 年以上、総会・学術講演会の参加 3 年以内に 1 回以上、以下の表による 50 ポイント以上が必須（下記 A は申請から遡って 3 年以内、B-D は時期を問わず）

資格取得のための研修・実績		ポイント数	備考
A. 学術集会への参加			
	日本聴覚医学会総会・学術講演会	10（参加回数に応じて加算。3 回参加の場合は 30）	
B. 所定の学会/団体が主催しているセミナー・研修会			
	聴覚医学会主催 補聴器講習会	10	
	聴覚医学・医師講習会	10	
	日耳鼻秋季大会 聴覚に関する実技講習	5	1 コマで 5 ポイントとする
	日耳鼻が認める補聴器相談医の実技・講習 1 単位	5	日耳鼻補聴器相談医規則第 10 条※1 で認められた実技および講習 1 単位を 5 ポイントとする、0.5 単位を 2 ポイントとする
	厚生労働省主催 補聴器適合判定医師研修会	10	
	聴覚医学会 webinar、研究会	3	
C. 制度委員会が認定した研修会			
	例) ○○大学主催 第△回難聴耳鳴研究会	3	
D. 業績			

	所定の学会（A）における聴覚に関連する演題発表	備考参照	筆頭演者：10 ポイント 共同演者：5 ポイント
	所定の学会（A） <u>以外</u> の学会・研究会における聴覚に関連する演題発表	備考参照	参加証、学会・研究会プログラム、演題抄録の添付必須（コピー可） 筆頭演者：5 ポイント、 共同演者：3 ポイント
	所定の学会 A，あるいは所定の研修会（B, C）における、特別講演/ 教育講演の講師，シンポジスト，講義担当者	備考参照	特別講演/ 教育講演の講師，シンポジスト，講義担当者：10 ポイント，
	AUDIOLOGY JAPAN	備考参照	筆頭著者：10 ポイント 共著者：3 ポイント 査読：5 ポイント
	その他，聴覚関連の原著論文 掲載	備考参照	筆頭著者：10 ポイント 共著者：3 ポイント

2. 日本聴覚医学会認定聴覚指導士

本学会の会員歴 3 年以上，総会・学術講演会の参加 3 年以内に 1 回以上，以下の表による 50 ポイント以上が必須（下記 A-C は申請から遡って 3 年以内、D は時期は問わず）

資格取得のための研修・実績	ポイント数	備考
A. 学術集会への参加		
日本聴覚医学会総会・学術講演会	10	
B. 所定の学会/団体が主催しているセミナー・研修会		
聴力測定技術講習会 一般またはベーシックコース	10	
聴力測定技術講習会 中級またはアドバンスコース	10	
聴覚医学会主催 補聴器講習会	10	
聴覚医学会 webinar、研究会	3	
C. 制度委員会が認定した研修会		

	例) ○○大学主催 第△回難聴耳鳴研究会	3	
D. 業績			
	所定の学会 (A)における聴覚に関連する演題発表	備考参照	筆頭演者: 10 ポイント 共同演者: 5 ポイント
	所定の学会 (A) <u>以外</u> の学会・研究会における聴覚に関連する演題発表	備考参照	参加証、学会・研究会プログラム、演題抄録の添付必須 (コピー可) 筆頭演者: 5 ポイント 共同演者: 3 ポイント
	所定の学会 A, あるいは所定の研修会 (B, C) における、特別講演/ 教育講演の講師, シンポジスト, 講義担当者	備考参照	特別講演/ 教育講演の講師, シンポジスト, 講義担当者: 10 ポイント
	AUDIOLOGY JAPAN	備考参照	筆頭著者: 10 ポイント 共著者: 3 ポイント 査読: 5 ポイント
	その他, 聴覚関連の原著論文 掲載	備考参照	筆頭著者: 10 ポイント 共著者: 3 ポイント

以上